

令和 7 年度経営計画の自己評価

令和 8 年 7 月 8 日

1 令和7年度の概況

(1) 地域経済及び中小企業の動向

令和7年度の県内経済は、観光需要の回復などにより緩やかな持ち直しがみられた一方、物価上昇や外需の弱さにより、全体としては回復に足踏みがみられた。

県内の中小企業・小規模事業者については、売上は回復傾向にあるものの、仕入価格の上昇と人件費負担の増加により利益が圧迫されており、経営環境は依然として厳しい状態が続いている。

分野別では、観光や人流は回復が続いており、空港利用者数や宿泊者数は増加傾向にある。一方で、個人消費は物価上昇の影響により回復の勢いが弱まっている。雇用面では、有効求人倍率が低下傾向にあり、雇用環境は改善からやや弱含みへと変化している。

物価高や人手不足等への対応といった従来の経営課題への対応に加え、米国の関税措置、さらには中東情勢の不安定さから、今後も多くの事業者への影響が懸念される。

(2) 中小企業向け融資及び保証の動向

宮崎県内に本店を有する地方銀行及び第二地方銀行の令和7年度中小企業向け貸出残高は、県内経済の緩やかな回復を背景に資金需要も高まり、地方銀行が前年度比104.2%、第二地方銀行が同100.7%といずれも増加した。

令和7年度の保証承諾額は、令和5年度比135.8%の伸長となった令和6年度からは減少を見込んでいたが、コロナ関連融資の借換が可能な「経営力強化特別保証」の利用が堅調に推移したほか、保証料負担の少ない市町制度や収益物件（不動産）取得を対象とする協会制度の利用も継続しており、前年度比91.4%となる56,601百万円の実績となった（計画比141.5%）。

保証債務残高は、前年度比99.8%に留まり、前年並みの残高を維持することができた。

また、保証利用企業者数は前年度比▲129先の14,523先となり、保証利用度は▲0.4ポイントの45.6%となった（県内の中小企業者数31,861先：令和5年12月13日中小企業庁公表）。

2 重点課題について

(1) 保証部門	
令和7年度経営計画	自己評価
①事業者の実情に応じた金融支援 現在も物価高や人手不足等の影響で厳しい経営環境にある事業者に対しては、返済緩和や借換えなど実情に応じた資金繰り支援に取り組む。また、新たな資金需要に対しては、国や県の「経営力強化保証制度」など、事業者には有益な制度を活用した金融支援に取り組む。そして、保証審査時には経営支援の必要性も意識しながら審査を行い、早期の経営支援に繋げる。 これらの実情に応じた金融支援を行うために、定期的に金融機関本部を訪問し支援姿勢の共有を図る。さらに、金融機関主催の勉強会に積極的に参加し、担当者同士で認識を共有することで金融の円滑化を図る。 また、事業者や金融機関の利便性向上のために行っている「信用保証協会電子受付システム」が、安定運用できる体制を作っていく。	①事業者の実情に応じた金融支援 令和7年度は、物価高や人手不足等の影響を受け事業者の経営環境は引き続き厳しい状況から、新たな資金需要に対しては国や県の「経営力強化保証制度」や県、市、町の中小企業融資制度など事業者には有益な制度を活用し、保証承諾は566億円（計画比141.5%）となった。また、返済緩和や借換えなど実情に応じた資金繰り支援も行い保証承諾実績全体の15%にあたる約86億円を借換え保証として支援した。 また、経営支援の必要性を意識した保証審査を行った結果、2先を経営サポート会議経由の専門家派遣事業等に繋げた。 これらの実情に応じた金融支援を行うため、5月に地元金融機関の本部を訪問し、「経営力強化保証制度」のほか昨年3月に創設された「協調支援型特別保証制度」などの周知を行った。さらに金融機関主催の勉強会に21回延べ56名が参加した。そのほか、「信用保証協会電子受付システム」を安定運用するため、事務取扱運用マニュアルを整備した。
②創業者・事業承継者への支援 創業者や事業承継者に対しては、支援機関が実施するセミナーに参加し、関連する保証制度等の利用を促す。また、申込みの際には、国の施策等を活用し、経営者保証の免除を積極的に推進する。 さらに、創業保証利用後間もない事業者に対しては、モニタリングを実施し専門家派遣等の利用を促すなど事業の成長を後押しする。	②創業者・事業承継者への支援 支援機関が実施する創業セミナーに4回（日南商工会議所、日本政策金融公庫2回、えびの市商工会）参加し、調達コストの低い保証制度の案内のほか、県内の創業動向、創業時の留意点などの説明を行った。 創業資金として、195先（前年度196先）の保証を行った。うち、サービス業が69先（同75先）、飲食業38先（同31先）不動産業33先（同29先）、となっている。なお、想定以上の保証申込がなされたことで、保証審査を優先した結果、創業保証利用の2年未満の事業者については、年間訪問計画300先のフォローアップに対して訪問が29先に留まった。
③経営者保証に依存しない融資慣行の確立 事業者の資金調達時における経営者保証に依存しない融資慣行の確立のため、金融機関だけでなく支援機関にも「経営者保証改革プログラム」の一層の浸透を図る。	③経営者保証に依存しない融資慣行の確立 経営者保証に依存しない融資慣行の一層の浸透を図るため、5月に地元金融機関本部を訪問し利用促進を要請した。加えて、商工団体機関誌等を活用し、制度の仕組みなどの情報提供を行った。

また、既存保証先を含む協会担保設定先で経営者保証免除が可能な先については、協会自らが提案を行うなど経営者保証に依存しない融資を促進する。	更に、経営者保証非徴求を検討できる具体的な項目を掲げ、協会から金融機関に働きかけを行った結果、実績は以下のとおりとなった。全国平均には達していないものの、無保証人で信用保証を承諾した件数は令和6年度から大きく伸長し、経営者保証に依存しない融資の促進が図られたものと判断している（無保証人で信用保証を承諾した件数／信用保証を承諾した件数 令和6年度 2.9%、令和7年度 13.0%、令和7年度全国平均 15.4%）。 【実績】経営者保証非徴求 472 件（前年度比 462.7%） （内訳）BK連携 95 件（ " 226.2%） 担保充足型 72 件（ " 654.5%） 財務要件型 1 件（前年度 0 件） 事業者選択型 35 件（前年度比 205.9%） その他 269 件（ " 840.6%） 【総括】 ①、③については計画達成。②の事業者訪問については大幅未達であり、訪問時間の確保が課題となった。
(2) 経営支援部門	
令和7年度経営計画	自己評価
①経営改善・事業再生・再チャレンジ支援等への早期着手に向けた取組み 返済緩和などの条件変更時はもとより、保証審査時から経営改善を意識した審査を行うとともに、事業者や金融機関が経営課題の解決に向けた経営改善に前向きに取り組んでもらえるよう丁寧に対応する。 事業者や金融機関との目線合わせ、経営課題の見える化、経営支援メニューの決定などのための経営サポート会議を開催し、当協会が行う専門家派遣や、必要に応じて直接的・間接的に活性化協議会への持込みを行うなど、できるだけ速やかに具体的な経営支援が行なわれるよう取り組む。また、正常入金中の先についても、経営状態が後退しているにもかかわらず経営改善支援を受けることなく事業継続を断念することが無いようにするためにも、プッシュ型支援を継続する。 経営支援を行うも経営改善の進捗が思わしくない事業者に対しては、効果が期待できる伴走型支援などを再検討しつつ、金融機関や活性化協議会など	①経営改善・事業再生・再チャレンジ支援等への早期着手に向けた取組み 保証審査時から経営改善を意識した審査を行うため、金融庁が整理している「業種別支援の着眼点」の研修に参加し、その後の内部研修で知識の共有を図った。また、中小企業支援ネットワークの研修会に審査担当者も参加し、経営支援の知識を学び、その後のワークショップで支援機関の連携について意見交換を行った。 事業者や金融機関が経営課題の解決に前向きに対応してもらえる取組みの一環として、条件変更先で元金据置中の 125 先について金融機関にヒアリングを実施した。事業者の現状や金融機関の管理状況を確認し、経営支援が必要な先については、経営サポート会議を開催し経営課題の共有を行った。そのような先も含め経営サポート会議を 96 回開催し、うち 47 先が専門家派遣の利用決定、34 先が活性化協議会利用の方向となっている。プッシュ型支援として、創業期の事業者など 907 先に企業訪問または電話

と連携して、事業再生・再チャレンジ支援等も提案していく。

②「宮崎県中小企業支援ネットワーク」を生かした、構成機関との連携による事業者支援への取り組み

事務局を共に担う県と協力し、事業者の経営力強化や経営課題解決に役立つセミナーの開催、情報の発信、並びにネットワーク構成機関の支援スキル向上に資する勉強会や研修会などを提案し実施していく。

また、多種多様な経営課題の解決に対応していくため、専門性を有するネットワーク構成機関との連携を大いに活用しながら、事業者に対する経営支援の最適化と支援効果の最大化を図っていく。

③経営支援の効果検証と、支援効果向上に向けた取り組み

「信用保証協会向けの総合的な監督指針」において情報開示することとなり、当協会が設定した「アウトカム指標」及び目標・達成状況により、経営支援の効果検証を行う。

また、検証結果を様々な角度から考察し、今後の専門家派遣事業をより良いものにすることはもちろんのこと、経営支援のあり方全般に生かせることがあれば、積極的に取り入れ改善に繋げていく。

でのヒアリングを行い、悩みに応じてメインバンクへの相談やよろず支援拠点等の支援機関の活用を促した。

②「宮崎県中小企業支援ネットワーク」を生かした、構成機関との連携による事業者支援への取り組み

県内の金融機関、商工団体、中小企業支援機関、士業団体など 33 機関で構成される「宮崎県中小企業支援ネットワーク（共同事務局：宮崎県、当協会）」では、昨年に引き続き「相談」「協働」「研修・勉強会」の3つのワーキンググループを起点として次の取り組みを実施した。

相談事業では、よろず支援拠点、事業承継・引継ぎ支援センター、活性化協議会、当協会、担当金融機関等と連携した合同相談会を計 13 回開催し、33 事業者から相談を受け、多面的な視点から経営課題への助言を行った。

協働事業では、「人材不足で悩んでいる企業」を取引先に持つ構成機関とサポートを受けている事業者を対象に全3回「人材・人手確保に関するワークショップ」を実施した。その結果、参加事業者 8 社中 4 社が新規採用に繋がり、残り 4 社も応募数が増える等の効果が見られた。また、11 月に開催された県北地区の自治体が主催する商談会に協力機関として参画し、ネットワーク構成機関に周知のうえバイヤーの紹介を行った。

研修・勉強会事業では、県内 4 箇所で開催した財務の基礎についての研修や、よろず支援拠点のモデルとなった板橋区立企業活性化センターのセンター長を招いての講演と意見交換会、企業価値担保権の研修などを 9 回実施し、計 352 名が参加した。

③経営支援の効果検証と、支援効果向上に向けた取り組み

今回の検証対象は平成27年度～令和7年度に専門家派遣を実施した278企業に対し、アウトカム指標に基づき達成状況を検証した結果、売上高が増加した企業が50%超となった年度はなかったが、全ての年度において営業利益の増加が50%超、売上高・営業利益両方の増加が30%超となった。

売上高の増加企業が目標に届かなかったのは、検証期にコロナ禍や物価高など売上高に大きな影響を与える外部要因があったためと考えられる。

【アウトカム指標及び目標】

国の経営支援強化促進補助金を活用した専門家派遣事業により企業診断報告書や経営改善計画書を作成した事業者について、売上高・営業利益が増加した事業者数の割合を指標とし、終了翌年度以降の指標がそれぞれで50%超、両方で30%超を維持して推移することを目標とする。

	1年後		2年後		3年後		4年後		5年後	
決算書受領	242	-	192	-	149	-	121	-	89	-
売上高増	112	46%	96	50%	69	46%	53	44%	43	48%
営業利益増	138	57%	117	61%	89	60%	70	58%	48	54%
いずれも増	80	33%	74	39%	54	36%	42	35%	30	34%

【総括】

計画に沿った取組みを概ね達成し、特に経営サポート会議の実績は過去5年で最も多くなった。

(3) 期中管理部門

令和7年度経営計画

①初動対応の徹底と、金融機関並びに事業者への経営改善取組みに向けた働きかけ

延滞管理や事故報告先管理はともに初動対応が重要であり、これまで同様、事象把握後に速やかに状況を把握するとともに、事象の解消に向けた働きかけを行う。他方、事故報告先のうち代位弁済が不可避である先については、速やかに代位弁済手続きを進めるとともに、回収方針についても判断する。

また、延滞先や事故報告先の中で経営改善に向けた取組みがなされていない先については、金融機関並びに事業者に対し、根本的な収益力の改善に資する取組みなどに向けた働きかけを強化していく。

自己評価

①初動対応の徹底と、金融機関並びに事業者への経営改善取組みに向けた働きかけ

初期延滞先（延滞日数15日以上）については、主に電話による状況の早期把握と対応の早期着手に取り組んだ結果、延滞先495先のうち23.3%が正常化や条件変更による延滞解消に繋がった。

事故報告を受領した先についても同様に条件変更の提案や顧客への早期接触を図り事故状態の解消に努めた結果、事故管理先のうち41.0%が代位弁済に至らなかった。他方、代位弁済が不可避である先については、速やかな代位弁済手続きを進めるとともに事前求償権の行使や分割弁済の協議を25先に対して行った結果8先の定期入金に繋がった。

● 平均利払日数 82.7 日（前年度 86.4 日）

● 平均支払利息率 0.23%（前年度 0.26%）

速やかに代位弁済手続きを進めた結果、いずれも前年度から減少した。

また、収益力に苦しむ事業者については収益力改善に向けた取組としてよろず支援拠点、専門家派遣等の提案を11先に対して行い、うち1先については活性化協議会への相談へと繋がった。

②多様化する事業再生手続きへの対応 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を活用した再生案件が増加しつつある中、債権者を含めた合意形成がなされないまま事業資産の処分などが行われ、その後に同ガイドラインの活用表明がなされるケースも出てきていることから、事業者の状況や至る経緯などを的確に把握し、同ガイドラインの趣旨に則って手続きが行われるよう、他債権者とも連携して対応していく。	②多様化する事業再生手続きへの対応 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を活用し再生計画が成立した事業者は7先だった。いずれも同ガイドラインの趣旨に則り他債権者とも連携し手続きを行った。 【総括】 代位弁済については計画内に留まり、各項目の取組みも概ね計画を達成している。
(4) 回収部門	
令和7年度経営計画	自己評価
①業務の効率化を図りながら、回収の最大化を図る 代位弁済後すぐに、事前に決定した回収方針に則り回収手続きを開始する。また、膠着状態にある先については、現地調査をはじめとした情報収集を行うなど、関係人の状況を詳細に調べた上で他に取りうる回収手段がないか見極める。 分割弁済先については、弁済額の上積みには固執することなく、関係人の実情に応じて一部弁済による連帯保証人免除措置等も含めた早期解決に向けた提案も行う。他方、回収が見込めない先については、管理事務停止並びにその後の求償権整理手続きを計画的に進めていく。 求償権管理事務の基本となるのはCOMMONシステムの顧客データ、求償権分類及び債権管理システムであり、データ更新を要する事象発生都度、もれなく、正確に登録事務を行うことにより効率的な事務を遂行する。 その他、定期報告物など特に手作業を要して作成しているものについては、要不要を含め見直しを図る。 ②事業再生・再チャレンジ支援等を意識した取組み 対象となる事業者については、状況確認の上、自主再建に向けた取組みの促進や求償権消滅保証を検討する。場合によっては、M&Aや廃業支援についても専門家の知見を借りながら、関係機関と連携して取り組む。	①業務の効率化を図りながら、回収の最大化を図る 物件処分以外の回収が見込めない先については代位弁済後、速やかな物件処分に努めた結果、初年度回収率の向上に繋がった(4.04%、前年度0.86%) また、求償権の早期整理を図るために一部弁済による連帯保証債務免除の提案を積極的に行い、管理事務停止、求償権整理についても計画的に行った。 ● 一部弁済による連帯保証債務免除5先（前年度5先） ● 管理事務停止102先（前年度115先） ● 求償権整理187件（前年度241件） その他に業務マニュアルの作成・更新20本、定期報告・雛形の見直し4本を行い、正確、かつ、効率的な業務遂行を心掛けた。 ②事業再生・再チャレンジ支援等を意識した取組み 弁済継続中または事業継続中の238先に対して細かな現況確認を行い、事業再生・再チャレンジ支援について検討を行った。そのうち、よろず支援拠点や事業承継支援センター等の経営改善支援に係る提案を18先（前年度13先）に対して行ったが経営支援の実施には至らなかった。

	【総括】 実際回収は計画達成、各項目の取組みも概ね計画を達成している。
(5) その他、間接部門	
令和7年度経営計画	自己評価
<総務部門> ①多様化する業務に対応できる人材の育成 信用保証協会に求められる業務は年々多様化・複雑化していることから、変化に対応できる人材の育成が求められる。そのためには全国信用保証協会連合会研修への派遣を中心に、信用調査検定・中小企業診断士の取得サポートに注力する。さらに、各支援機関への出向等により経営支援能力の習得に取り組む。また、内部研修を定期的に開催し業務知識の底上げを図るとともに、経営計画とリンクした個人目標を設定することで協会が求める能力に応じた職員の能力向上に取り組む。	<総務部門> ①多様化する業務に対応できる人材の育成 連合会主催の階層別・課題別研修を中心に、延べ 32 名の職員が受講した。資格取得について、中小企業診断士の養成課程へ2名派遣、1次試験に向けたサポートも継続している。また、信用調査検定には8名が合格した（初級2名、中級4名、上級2名）。 下期には宮崎県中小企業活性化協議会のトレーニーとして職員を1名派遣し、事業再生や収益力改善のノウハウを学んだ。 さらに、経営方針や決算についての解説や経営支援に関するテーマを取り扱う内部研修会を定期的に実施し、職員の知識向上を図った。
②満足度の高い職場づくりに向けた環境の整備 積極的な年休消化、育児休暇等の取得を推進する。また、60歳以降の多様な働き方の整備を進めることでワークライフバランスの向上を目指す。さらに、令和5年度に行った健康経営宣言に基づく職場環境の整備を図り、次年度以降の上位認証取得に向けた取組みを行う。	②満足度の高い職場づくりに向けた環境の整備 例年同様休暇の取得を推進し、年次有給休暇5日以上及び夏期休暇取得率100%を達成した。また、育児休暇は3名（うち男性1名）が取得した。健康診断は今年も全職員受診を達成し、結果へのフォローも実施している。設備面においては、長期間使用し故障の懸念があったエアコンの入替を実施した。また、各部署からの希望が多かった社用車の増車を実施し、業務上の機動力の向上を図った。
<企画部門> ①信用保証制度の安定的な運用 事業者支援のための各種施策や新たな保証制度について、その趣旨や導入背景をしっかりと理解するとともに、円滑な運用ができるよう内外問わず確実な情報提供を徹底し、迅速かつ積極的な活用につなげていく。また、事業者の実情に応じたきめ細やかな支援を実施していくために、県・市町村を始めとした関係機関・団体と連携・協働し常に情報共有しながら、信用保証制度の安定的な運用に取り組んでいく。	<企画部門> ①信用保証制度の安定的な運用 自治体主催の制度説明会への参加をはじめ、積極的に自治体訪問を行い、経営者保証が不要となる制度や取組みを中心に、情報発信に取り組んだ。また、これまで繋がりの少なかった農林基金協会や農業協同組合等とも情報交換会を実施し、保証協会利用者の裾野を広げる取組みを行った。

②人材確保への取組み

公的機関として社会に信頼され必要とされ続けていくためには、多様なニーズに的確に応えていくことができる組織体制の維持と、それに向けた人材の安定確保が重要であることから、引き続き企業説明会や仕事体験会などを効果的に実施し、計画的な採用活動に取り組んでいく。

④広報活動の充実と積極的な情報開示

イメージキャラクターである「ワンポ」を積極的に活用しながら既存の広報媒体を一層充実させるとともに、新たな広報媒体を検討し、事業者にとって有益な情報を迅速かつ分かりやすく、効果的に発信していく。加えて、大学講義などの金融・経済教育やSDGsの取組みを通じて、信用保証協会の認知度を高めていく。

また、経営支援を始めとする様々な施策への取組実績を公表することにより、信用保証協会に求められる役割を再認識し、取組内容の工夫や改善を行うことで経営支援などの充実を図る。

<システム部門>

①デジタル化及びペーパーレス化による業務改善の推進

「デジタル化推進のためのロードマップ」に基づき、デジタル化及びペーパーレス化による業務改善を進める。具体的には、文書管理システム及び電子決裁システム（ワークフロー）の導入を推進する。

②保証申込電子化の推進と安定運用

事業者及び金融機関の利便性向上のため、「信用保証協会電子受付システム」の円滑な導入と安定運用に努める。

②人材確保への取組み

県内大学や公務員専門学校へ訪問を重ね、一部企業説明会も実施した。また仕事説明会も複数回開催し、信用保証協会の存在意義や働きやすさについて訴求を行い、エントリーシートの提出まで繋げた。

③広報活動の充実と積極的な情報開示

アミノバイタルトレーニングセンターに新たな看板広告設置を行ったほか、宮崎商工会議所会報誌への折り込みチラシを実施した。また経営者保証を不要とする取組みに関する動画を作成し、HPに公開を行った。

金融・経済教育とSDGsの取組みとして、環境に配慮したノベルティグッズの作成、フードバンク宮崎へ食品寄贈を行い、そうした取組みを含め、県内大学での講義実施により学生へ認知度向上を図った。

<システム部門>

①デジタル化及びペーパーレス化による業務改善の推進

文書管理システムについては、7月からベンダー及び導入支援を委託している外部コンサルと協議を開始。認識の擦り合わせや要件の具体化などを行い、ベンダーに対しシステム導入の発注を行った。また、電子決裁システム（ワークフロー）については、当初単体での導入計画であったが、導入決定した文書管理システムにワークフロー機能が標準搭載されていたこともあり、文書管理システムと併せて運用について協議していく。

②保証申込電子化の推進と安定運用

令和7年9月に宮崎太陽銀行全店舗にて運用開始し、令和8年7月8日時点で10金融機関が申込電子化を利用している。なお、福岡銀行及び西日本シティ銀行と導入に向けて関係機関と連携し、福岡銀行は令和8年5月、西日本シティ銀行は令和8年4月に当協会と運用を開始した。

＜コンプライアンス部門＞

①役職員のコンプライアンス意識の向上

コンプライアンスプログラムに基づく研修やチェックシートを活用するとともに、法令等遵守の重要性を周知し、コンプライアンスへの意識向上に取り組んでいく。

②反社会勢力等の協会不正利用防止に向けた取組みの強化

全国信用保証協会連合会の「反社会的勢力等情報共有化システム」や公知情報等々を基に構築しているデータベースを活用し、警察等関係機関とも連携を図り、組織一体で不正利用の排除と防止に取り組んでいく。

＜コンプライアンス部門＞

①役職員のコンプライアンス意識の向上

コンプライアンスプログラムに基づき、研修を7回、服務通知回報を4回実施し、情報や意識の共有に加え事務品質の向上を図った。また、四半期ごとにチェックシートを活用し、自らの行動点検・振り返りを促すとともに、コンプライアンス遵守の意識向上に努めた。

②反社会勢力等の協会不正利用防止に向けた取組みの強化

公知情報を基に構築されたデータベースを活用しながら警察等の関係機関や弁護士と連携し、反社会勢力等の不正利用防止に取り組んだ。

なお、令和7年度においては、保証対象者判定委員会開催対象となる保証申込は発生しなかった。

【総括】

各項目の取組みは、概ね計画を達成している。

3 コンプライアンスについて

項 目	具体的な取組み	実 施 状 況
役員の具体的な活動	①新年度挨拶、役員・部長会等での取組み姿勢の表明 ②理事会、外部評価委員会等で協会の取組み姿勢を説明	適宜実施
対 外 広 報 の 充 実	①令和7年度版ディスクロージャー誌への掲載 ②ホームページへの掲載	令和7年8月発行 適宜実施
コ ン プ ラ イ ア ン ス 統 括 部 署 の 活 動	①コンプライアンス委員会の開催 ②コンプライアンス管理者会議の開催 ③事務リスク報告書の受領・管理 ④コンプライアンス・チェックシートの実施 ⑤コンプライアンス・チェックシートの見直し ⑥服務通知の回報	4回開催 4回開催 毎月実施 4回実施 4回実施 4回実施
	研修の実施 役職員に対するコンプライアンスに関連する研修の実施（業務知識向上のための研修を含む） ①顧問弁護士による研修 ②内部講師による研修 ③外部講師による研修 ④外部研修会への参加	7回実施 ①0回 ②4回 ③2回 ④1回

コンプライアンス違反行為及び不祥事等
なし

苦情報告について
なし

【総括】上記3項目の取組みを実施し、しっかりとした運営がなされたものと判断している。

4 主要計画数値について

(1) 事業計画

(単位：百万円、％)

項目 \ 年度	令和7年度 計画	令和7年度実績			令和8年度計画		
	金額	金額	対計画比	対前年度 実績比	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績比
保証承諾	40,000	56,601	141.5	91.4	50,000	125.0	88.3
保証債務残高	172,200	191,802	111.4	99.8	182,000	105.7	94.9
保証債務平均残高	181,400	189,554	104.5	97.1	186,000	102.5	98.1
代位弁済（元利）	2,500	2,259	90.4	102.8	3,000	120.0	132.8
実際回収（元損）	300	325	108.3	105.5	350	116.7	107.7
求償権残高	896	804	89.7	96.9	1,000	111.6	124.4

令和7年度は、事業者の新たな資金需要に対しては主に国や県の「経営力強化保証制度」を活用し、物価高や人手不足に対応するための保証を行い、また、県、市、町の中小企業融資制度など事業者に有益な制度を活用した結果、保証承諾は56,601百万円（前年比91.4%、計画比141.5%）となった。

計画以上の保証承諾を行った結果、保証債務残高は計画比111.4%、保証債務平均残高は計画比104.5%と計画を上回った。

代位弁済は、破産等の法的整理の増加や活性化協議会等の関与による大型の私的整理案件もあり、前年度を上回る実績となった。しかし、約定延滞先や事故報告先への早期接触による現況把握と条件変更等による代位弁済の回避に努めた結果、計画比90.4%となった。

求償権回収は、法的整理の増加や無担保無保証人化の進行により回収を取り巻く環境が年々厳しくなる中、現地調査等による精緻な状況把握に基づく回収方針の決定を行った結果、膠着状態にあった案件について新しい回収の糸口を見出すなどし、計画比108.3%となった。

求償権残高は、代位弁済が計画以下の着地となったことから、計画比89.7%の実績となった。

(2) 収支計画

(百万円：％)

年度 項目	令和7年度 計画	令和7年度実績				令和8年度計画			
	金額	金額	対計画比	対前年度 実績比	保証債務 平残比	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績比	保証債務 平残比
経常収入	2,207	2,279	103.3	103.9	1.19	2,306	104.5	101.2	1.27
保証料	1,817	1,871	103.0	98.1	0.98	1,881	103.5	100.5	1.03
運用資産収入	125	142	113.6	118.3	0.07	148	118.4	104.2	0.08
責任共有負担金	239	238	99.6	176.3	0.12	249	104.2	104.6	0.14
その他	27	29	107.4	96.7	0.02	28	103.7	96.6	0.02
経常支出	1,517	1,598	105.3	101.7	0.83	1,596	105.2	99.9	0.88
業務費	657	636	96.8	103.8	0.33	653	99.4	102.7	0.36
借入金利息	0	0	—	—	—	0	—	—	—
信用保険料	860	962	111.9	100.3	0.50	943	109.7	98.0	0.52
責任共有負担金納付金	0	0	—	—	—	0	—	—	—
雑支出	0	0	—	—	—	0	—	—	—
経常収支差額	690	682	98.8	109.8	0.36	710	102.9	104.1	0.39
経常外収入	3,727	3,486	93.5	102.7	1.82	3,981	106.8	114.2	2.19
償却求償権回収金	40	27	67.5	67.5	0.01	40	100.0	148.1	0.02
責任準備金戻入	1,271	1,273	100.2	98.5	0.66	1,285	101.1	100.9	0.71
求償権償却準備金戻入	232	232	100.0	116.6	0.12	247	106.5	106.5	0.14
求償権補填金戻入	2,184	1,954	89.5	104.8	1.02	2,409	110.3	123.3	1.32
その他	0	0	—	—	—	0	—	—	—
経常外支出	3,974	3,718	93.6	104.2	1.94	4,309	108.4	115.9	2.37
求償権償却	2,422	2,167	89.5	105.5	1.13	2,696	111.3	124.4	1.48
責任準備金繰入	1,300	1,293	99.5	101.6	0.67	1,300	100.0	100.5	0.71
求償権償却準備金繰入	248	247	99.6	106.5	0.13	307	123.8	124.3	0.17
その他	4	11	275.0	122.2	0.01	6	150.0	54.5	0.00
経常外収支差額	-248	-232	93.5	133.3	-0.12	-328	132.3	141.4	-0.18
制度改革促進基金取崩額	0	0	—	—	—	0	—	—	—
収支差額変動準備金取崩額	0	0	—	—	—	0	—	—	—
当期収支差額	442	450	101.8	100.7	0.23	382	86.4	84.9	0.21
収支差額変動準備金繰入額	221	225	101.8	100.9	0.12	191	86.4	84.9	0.10
基金準備金繰入額	221	225	101.8	100.9	0.12	191	86.4	84.9	0.10
基金準備金取崩額	0	0	—	—	—	0	—	—	—
基金取崩額	0	0	—	—	—	0	—	—	—

※百万円単位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数と合わない場合があります。

経常収入は、保証債務平均残高の減少（▲5,612 百万円）に伴う保証料収入の減少（▲37 百万円）、責任共有制度の代位弁済増加に伴う責任共有負担金の増加（+103 百万円）により、2,279 百万円（+86 百万円、計画比 103.3%）となった。

経常支出は、人件費の増加（+8 百万円）等による業務費の増加（+23 百万円）、信用保険料の増加（+3 百万円）により、1,598 百万円（+26 百万円、計画比 105.3%）となった。以上により、経常収支差額は 682 百万円（+61 百万円、計画比 98.8%）となった。

経常外収入は、代位弁済の増加に伴い求償権補填金が増加（+90 百万円）したことにより、3,486 百万円（+91 百万円、計画比 93.5%）となった。

経常外支出は、求償権償却の増加（+113 百万円）や求償権償却準備金繰入の増加（+15 百万円）により、3,718 百万円（+149 百万円、計画比 93.6%）となった。以上により、経常外収支差額は▲232 百万円（▲58 百万円、計画比 93.5%）となった。

経常収支差額 682 百万円と経常外収支差額▲232 百万円を合計した収支差額は 450 百万円となり、計画比+8 百万円（101.8%）となった。

(3) 財務計画 ※百万円単位を四捨五入しているため、内訳の合計が総数と合わない場合があります。

(百万円：%)

項目		年度	令和 7 年度 計画	令和 7 年度実績		令和 8 年度計画		
					対計画比	対前年度実績比		対前年度計画比
金融機関等負担金・ 年度中出えん金・	県	0	0	—	—	0	—	—
	市 町 村	0	0	—	—	0	—	—
	金 融 機 関	0	0	—	—	0	—	—
	合 計	0	0	—	—	0	—	—
基 金 取 崩		0	0	—	—	0	—	—
基 金 準 備 金 繰 入		221	225	101.8	100.9	191	86.4	66.1
基 金 準 備 金 取 崩		0	0	—	—	0	—	—
期末基本 財産	基 金	7,148	7,148	100.0	100.0	7,148	100.0	100.0
	基 金 準 備 金	7,899	7,900	100.0	102.9	8,156	103.3	103.2
	合 計	15,047	15,048	100.0	101.5	15,304	101.7	101.7

制度改革促進基金造成	0	0	—	—	0	—	—
制度改革促進基金取崩	0	0	—	—	0	—	—
制度改革促進基金期末残高	0	0	—	—	0	—	—

収支差額変動準備金繰入	221	225	101.8	100.9	191	86.4	84.9
収支差額変動準備金取崩	0	0	—	—	0	—	—
収支差額変動準備金期末残高	2,707	2,709	100.1	109.1	2,964	109.5	109.4

国からの財政援助	0	0	—	—	0	—	—
基金補助金	0	0	—	—	0	—	—
地方公共団体等からの財政援助	708	791	111.7	52.7	695	98.2	87.9
保証料補給（「保証料」計上分）	667	556	83.4	43.1	651	97.6	117.1
保証料補給（「事務補助金」計上分）	0	0	—	—	0	—	—
損失補償補填分	37	220	594.6	112.8	41	110.8	18.6
事務補助金（保証料補助分を除く）	4	15	375.0	88.2	3	75.0	20.0
借入金運用益	0	0	—	—	0	—	—
責任共有負担金	—	238	—	176.3	—	—	—

定款第8条第2項に基づき、当期収支差額の450百万円を収支差額変動準備金に225百万円繰り入れ、残余の225百万円を基金準備金に繰り入れた。

その結果、令和7年度末の基本財産は15,048百万円、収支差額変動準備金は2,709百万円となった。

(4) 経営諸比率

(百万円：％)

項 目	算 式	令和7年度 計画	令和7年度実績		令和8年度計画			
				対計画比 増減	対前年度 実績比増減		対前年度 計画比増減	対前年度 実績比増減
保 証 平 均 料 率	保証料収入/保証債務平均残高	1.00	0.99	▲0.01	0.01	1.01	0.01	0.02
運 用 資 産 収 入 の 保証債務平残に対する割合	運用資産収入/保証債務平均残高	0.07	0.07	0	0.01	0.08	0.01	0.01
経 費 率	経費【業務費＋雑支出】/保証債務平均残高	0.36	0.34	▲0.02	0.03	0.35	▲0.01	0.01
(人 件 費 率)	人件費/保証債務平均残高	0.25	0.23	▲0.02	0.01	0.25	0.00	0.02
(物 件 費 率)	物件費【経費－人件費】/保証債務平均残高	0.11	0.10	▲0.01	0.01	0.10	▲0.01	0
信 用 保 険 料 の 保証債務平残に対する割合	信用保険料/保証債務平均残高	0.47	0.51	0.04	0.02	0.51	0.04	0
支払準備資産保有率	(流動資産－借入金)/保証債務残高	12.01	11.68	▲0.33	0.32	11.88	▲0.13	0.20
固 定 比 率	事業用不動産/基本財産	2.10	2.07	▲0.03	▲0.09	2.01	▲0.09	▲0.06
基 金 の 基本財産に占める割合	基金/基本財産	47.50	47.50	0	▲0.72	46.71	▲0.79	▲0.79
求 償 権 に よ る 基 本 財 産 固 定 率	(求償権残高－求償権償却準備金) /基本財産	4.31	3.70	▲0.61	▲0.34	4.99	0.68	1.29
		896	804			1,071		
基 本 財 産 実 際 倍 率	保証債務残高/基本財産	11.44 倍	12.75 倍			11.89 倍		
代 位 弁 済 率	代位弁済額(元利計)/保証債務平均残高	1.38	1.19	▲0.19	0.06	1.61	0.23	0.42
回 収 率	回収(元本) /(期首求償権＋期中代位弁済(元利計))	2.31	3.83	1.52	1.55	4.17	1.86	0.34

経営諸比率については、概ね計画程度の実績となった。

外部評価委員会の意見

1 総括

信用保証協会の目的や意義というのは非常に大きく変化してきており、事業者を支援するということは同じだが、その取組みがとても積極的になったと感じている。そうした状況の中で、全般的には本当によく対応されており、しっかりと役割を果たしていただいていると評価できる。事業者を取り巻く環境は現在も厳しい状況だと認識しているが、引き続ききめ細やかな支援を継続していただきたい。

2 重点課題について

(1) 保証部門

事業者の実情に応じて金融支援を行った結果、計画以上の保証承諾、保証債務残高となったということは、十分な支援をされたことを示していると思う。創業先への訪問については、計画値が過大ではなかったのではないかと感じており、特に不十分だったとは思わないが、年間訪問先数の見直しは検討された上で、事業の成長を後押ししてもらいたい。また、訪問後の報告書については再度検討されたい。

(2) 経営支援部門

宮崎県中小企業支援ネットワークの活用、経営サポート会議の開催等、色々な取組みによって事業者の問題点を的確に把握、分析をされており、支援の実効性も上がっているということで評価できると考えている。経営支援の効果検証についても、しっかりと結果が出ている。売上が増える、営業利益が増えるというのは事業者にとっても大変ありがたいこと。その結果を基に、今後の経営支援に活用してほしい。なお、アウトカム指標等の分析において、決算書を受領した保証先の業種等、もう少し踏み込んだ分析を検討されたい。

(3) 期中管理部門

初期延滞先や事故報告先を受領した先に対する迅速な初動対応が功を奏し、結果も出ている。早めに条件変更に対応したことで手遅れにならなかった、代位弁済にも至らなかったという事業者もいたとのことであり、今後とも継続していただきたい。

(4) 回収部門

特殊要因があったとのことではあるが、初年度回収率が大幅に上昇しており評価できる。計画に記載のとおり、業務の効率化を図りつつ回収の最大化が図られていると判断する。

(5) その他間接部門

総務部門は人材育成の重要性をしっかりと捉え、職員に向けて研修や検定試験等に積極的に取り組んでおり評価できる。企画部門は人材確保に苦慮されているようだが、引き続き大学生に向けて信用保証協会の知名度向上に努めてもらいたい。システム部門は保証申込電子化が順調に運用できているとのことであり、更なる利便性向上に取り組みいただきたい。

3 コンプライアンスについて

職員の意識向上を目的とした内部研修、信用保証の不正利用防止に向けた取組みを継続しており特に問題ないと判断する。

4 主要計画数値について

保証承諾、保証債務残高については計画以上、代位弁済については計画以下という実績。収支計画、財務計画、経営諸比率も計画程度の実績となっており、問題なく経営がなされているものと認識している。